

広報広聴会議

日 時 平成 2 5 年 4 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時 ~

場 所 第 3 委員会室

1 議会だよりについて

(1) 議会だより 1 5 6 原稿について

(2) 次回議会だよりについて

2 次回議会報告会について

(1) 回覧チラシについて (別紙 1)

(2) 役割分担について (別紙 2)

(3) 当日配付資料について (別紙 3)

(4) 当日のアンケートについて (別紙 4)

3 議会報告会意見について

(別紙 5)

4 広報広聴活動について

5 その他

亀岡市議会

議会報告 &
わがまちトーク

亀岡市議会は市民と歩む議会として、1年間で全市域に出向き市民の皆様と意見交換を行います。

広く市政の課題についてご意見をお聴かせください。

今回は3月定例会の審議内容等についても報告します。

ぜひご参加ください。

平成
25年**5月24日（金）**

午後8時～9時（予定）

総合福祉センター

お問い合わせは

☎ 亀岡市議会 0771-25-5051 まで

議会報告会 役割分担

| 5月24日 | 亀岡地区中部 | 大井 | | 千歳 |
|-----------|--------|------|----|-------|
| 5月28日 | 東別院 | | 吉川 | 宮前 |
| 司会 | 田中 | 眞継 | | 西口 |
| 開会挨拶 | 竹田副議長 | 木曾議長 | | 菱田委員長 |
| 総務文教常任委員会 | 石野 | 中村 | | 吉田 |
| 環境厚生常任委員会 | 苗村 | 眞継 | 立花 | 酒井 |
| 産業建設常任委員会 | 湊 | 小島 | 馬場 | 井上 |
| 予算特別委員会 | 福井 | 日高 | | 西村 |
| 閉会挨拶 | 明田 | 中澤 | | 藤本 |
| | | | | |
| 受付担当 | 山本・明田 | 眞継 | | 並河 |
| 写真担当 | 明田 | 中村 | | 齊藤 |
| 要約筆記担当 | 山本 | 中澤 | 小島 | 齊藤 |
| 会場責任者 | 田中 | 眞継 | | 酒井 |

亀岡市議会報告会<9月定例会>

平成24年11月22日(木)

- 1 開会
- 2 議員紹介
- 3 趣旨説明
- 4 定例会審議内容報告
- 5 質疑・意見交換
- 6 閉会

<資料>

開催趣旨 2ページ

議会の構成 3ページ

【別 添】 アンケート

開催趣旨

亀岡市議会は、平成22年9月定例会で「亀岡市議会基本条例」を制定しました。

基本条例は「議会の憲法」とも言われています。

ここでは、市民の選挙によって直接選ばれ、地方公共団体を統轄し事務を管理・執行する市長、また同じく市民の選挙によって直接選ばれ、行政を監視したり様々な施策を立案していく議員の「二元代表制」のもと、議会と市長はそれぞれの役割を改めて認識し、緊張関係を持って市政に取り組む姿勢を明記しています。

議会には、市民の皆様の目線に立ち、必要あれば市長側の提案を修正したり、また市長側の提案を待つのではなく、議会側から政策の提案をしたりする姿勢が求められています。

議会でも常任委員会や特別委員会において積極的に調査を行っています。皆様の生の御意見をお聞かせいただく本日の議会報告会のような機会が大変重要です。

本日の議会報告会では、9月定例会の審議や結果等、議会の活動を御報告すると同時に、市民の皆様から議会や市政に対する忌たんのない御意見をお聞かせいただき、今後の議会活動、亀岡市政発展に活かしたいと考えています。

なお、本日は議員個人としての考えではなく、亀岡市議会としての立場で御報告させていただきますので御理解をお願いします。

【お問い合わせ】 亀岡市議会

〒621-8501 亀岡市安町野々神8 TEL: 25-5051 FAX: 25-6965

E-mail: gikai@city.kameoka.kyoto.jp

議 会 の 構 成

| | |
|---------|---------|
| 議 長 | 木 曾 利 廣 |
| 副 議 長 | 明 田 昭 |
| 監 査 委 員 | 小 島 義 秀 |

■ 常任委員会 ■

| | 総務文教 | 環境厚生 | 産業建設 |
|---------|---|---|--|
| 定 数 | 9 人 | 9 人 | 8 人 |
| 委 員 長 | 堤 松 男 | 眞 継 進 吾 | 菱 田 光 紀 |
| 副 委 員 長 | 齊 藤 一 義 | 酒 井 安 紀 子 | 福 井 英 昭 |
| 委 員 | 並 河 愛 子 中 村 正 孝 田 中 豊 西 村 克 己 日 高 省 子 木 曾 利 廣 石 野 善 司 | 苗 村 活 代 山 本 由 美 子 竹 田 幸 生 吉 田 千 尋 中 澤 基 行 立 花 武 子 明 田 昭 | 井 上 耕 作 馬 場 隆 藤 本 弘 湊 泰 孝 小 島 義 秀 西 口 純 生 |

■ 特別委員会 ■

| | 公共交通対策 | 上桂川対策 | 平和人権対策 | 環境対策 |
|------|--|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 定数 | 7人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 委員長 | 小島 義秀 | 西口 純生 | 酒井 安紀子 | 中村 正孝 |
| 副委員長 | 立花 武子 | 馬場 隆 | 齊藤 一義 | 苗村 活代 |
| 委員 | 山本 由美子 田中 豊 吉田 千尋 西村 克己 堤 松男 | 竹田 幸生 眞 継進吾 福井 英昭 藤本 弘 | 並河 愛子 中澤 基行 石野 善司 | 菱田 光紀 湊 泰孝 日高 省子 明田 昭 |
| 設置目的 | 市民の移動権を確保する公共交通対策の推進を図る。 | 日吉ダムの運用並びに上桂川の総合的な治水・利水対策の推進を図る。 | 亀岡市における平和・人権問題の解決に必要な総合対策及び事業の推進を図る。 | 亀岡市における環境保全等の総合対策の推進を図る。 |

| | 都市基盤整備対策 | 議会改革推進 | 広報広聴 | 亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査 |
|------|--|--|---|--|
| 定数 | 8人 | 9人 | 8人 | 13人 |
| 委員長 | 湊 泰孝 | 藤本 弘 | 菱田 光紀 | 西村 克己 |
| 副委員長 | 日高 省子 | 田中 豊 | 福井 英昭 | 立花 武子 |
| 委員 | 並河 愛子 竹田 幸生 齊藤 一義 小島 義秀 中澤 基行 立花 武子 | 酒井 安紀子 眞 継進吾 中村 正孝 馬場 隆 吉田 千尋 西口 純生 堤 松男 | 苗村 活代 山本 由美子 西村 克己 明田 昭 石野 善司 | 並河 愛子 山本 由美子 酒井 安紀子 齊藤 一義 福井 英昭 馬場 隆 湊 泰孝 吉田 千尋 小島 義秀 西口 純生 |
| 設置目的 | 亀岡市の人口問題、まちづくりに関わる国道等道路整備事業及び土地区画整理事業など都市基盤整備対策の推進を図る。 | 議会基本条例に基づき、議会改革の推進を図る。 | 議会だよりの発行をはじめとする議会活動全般にわたる広報広聴活動の推進を図る。 | 亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査を行う。 |

アンケートにご協力をお願いします

本日は、議会報告会にお越しいただきありがとうございます。
本日感じられたことや、ご意見ご提案等どんなことでも結構ですので、ご記入をお願いします。

◎次の各項目について、にチェック又はご記入をお願いします。

- 年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代
60歳代 70歳代 80歳以上
- 性別 男性 女性
- 本日の報告会の開催をどのようにしてお知りになりましたか。(複数回答可)
議会だより きらり亀岡おしらせ ホームページ 回覧
議員からの案内 自治会から その他()
- 報告会に参加されるのは何回目ですか。
初めて 2~3回目 4~5回目 6回目以上
- 報告会に参加された動機は何ですか。(複数回答可)
議会・議員に興味があったから 市の施策に興味があったから
議会に自身の意見を伝えたかったから 議員や自治会から案内があったから
その他()
- 議員からの報告について、どのようなことを希望されますか。
(1) 内容は… 今のままでよい(定例会で決定した内容中心の報告)
現在議会で話し合われている課題についての報告
その他()
(2) 説明時間は 増やしてほしい ちょうどよい(20分程度) 減らしてほしい
- 市政の課題で今、最も関心のあるテーマは何ですか。
()
- 参加者との意見交換の際、意見が出しやすい方法を検討しています。何かご提案があればお書き下さい。
()
- 議会にどのようなことを期待しますか。
()
- 議会報告会に参加してのご感想、ご提案などありましたらお書きください。
()

◆ 議会だよりについてお伺いします

●誌面全体について

(1) 読みやすさは… 読みやすい どちらとも言えない 読みにくい
[その理由:]

(2) 内容の充実度は… 充実している どちらとも言えない 充実していない
[その理由:]

(3) 記事の内容は… わかりやすい どちらとも言えない わかりにくい
[その理由:]

(4) 議会の活動が… 伝わってくる どちらとも言えない 伝わっていない
[その理由:]

●興味、関心があるのは、どの部分ですか。(複数回答可)

P2～3 臨時会、会派構成、議決結果

P4～5 特集 予算委員会の審査報告

P6～7 常任委員会の審査報告

P8～14 代表質問 個人質問

P14～15 議会報告会開催 議会の活動体制など

P16 市民の声

その他 []

●市議会だよりに望むことはどのようなことですか。

[]

●改善すべき点があれば、お書きください。

[]

●掲載してほしいコーナーなどご提案があれば、お書きください。

[]

●その他、議会だよりに関して、ご意見などがあれば、お書きください。

[]

ご協力ありがとうございました

議会報告会(2/20、21)で頂いた意見・要望等と回答について

◆広報広聴会議

| 会場 | 意見・要望などの概要 | 当日回答内容 | 対応 | | |
|-------|--|--|----|----|----------|
| | | | 参考 | 報告 | 回調 調査 |
| 西別院11 | 皆それぞれに細かな要望を言ったが、これが西別院町にどう反映されるのか。聞いて帰るだけでは自己満足ではないか。答えを出してほしい。 | いただいた意見等は議会の議論に活かしていくことになる。早急に結果が出るものではないが、答えを返していきたい。 | | | |
| 本梅1 | 議会だよりの発行ナンバーを打つ位置を決めてほしい。(変わるとわかりづらい) | 同じ位置に発行ナンバーを打つよう検討する。 | | | |
| 本梅2 | 議会報告会はいつから始めたのか。 | 平成22年10月議会基本条例の制定以来議会報告会をしている。2年かかり自治会を一巡した。今後は1年で回っていく。 | | | |
| 本梅10 | 市議会だよりの中に各会派の考え方や目指す方向、訴えたいものなどを入れていただければ、議会に対する関心も深まるのでは。 | 臨時会が開かれた次の月には必ず会派構成と趣旨を毎年報告している。今回はしていないが、今後はしていくように努める。 | | | |

亀岡市議会広報広聴戦略

頼れる！役立つ！市民と共にあゆむ亀岡市議会

～市民とのパートナーシップ構築のために～

今後さらに地方分権の加速、拡大が予想される中、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかである。二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応えるためには、議会判断の独立性、独自性が確保されるように、議会として、市民からの情報を収集しフィードバックし政策判断に役立てていかなければならない。

また、地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。よって、市民が議会との関わりを通じて市政参加するために必要な情報を発信し、市民が求める情報を公開していく必要がある。

基本理念 市民とのパートナーシップ構築のための広報広聴

1. 役立つ議会の発信と説明責任を果たすための広報
2. 市民に市政参加を促すための広報
3. 議会議論を高めるための広聴
4. 政策形成やまちづくりに市民意思を反映し市民福祉の向上につながる広聴
5. 多様な市民に行き渡る広報広聴

行動指針

- ① 議会情報・審議内容・審議結果を迅速に公開する→基本理念 1
- ② 市民の役に立つ議会を発信する→基本理念 1・2
- ③ 市政の課題を市民と共有する→基本理念 2
- ④ 市民意見を受けての議会の対応をフィードバックする→基本理念 1・2
- ⑤ 政策形成に活かすために市民からの情報を収集する→基本理念 3・4
- ⑥ 対象者に合わせて多様な広報広聴手段を活用する→基本理念 5
- ⑦ 対象者ごとの広報広聴内容を工夫する→基本理念 2・3・4・5
- ⑧ 参照しやすい情報公開に努める→基本理念 5

議会基本条例（抜粋）

前文

憲法は、地方自治のあり方を定め、地方自治法によって地方公共団体の役割が定められている。地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。

市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係を保ちながら、立場及び権能の違いを踏まえて、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有している。

議会の役割は、地方公共団体の事務執行に対する監視機能及び立法機能にあり、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければならない。

今後さらに地方分権の加速、拡大が予想される中、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかである。亀岡市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革し活性化に努めてきた。

亀岡市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公平性と透明性を保持するとともに、豊かな水と緑、先人が作り上げてきた悠久の歴史・伝統・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と協働のもと、光り輝く未来につながるまちづくりを推進し、市民福祉の向上に全力を尽くすことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。
- (5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第6条 議会は、会議を原則公開とする。

- 2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。